

【お知らせ】ポイントサービス会員規約の一部改定について

ポイントサービス会員各位

ポイントサービス会員規約を2018年5月15日（火）付で次のとおり改定いたします。

現 行	変 更
<p>(ポイントの照会)</p> <p>第9条 会員は、サービス提供社局の窓口に登録済ICカードを持参することで、利用履歴を確認することができます。また、事前に窓口で本人確認を行うことにより、会員WEBサイトでポイント残高の照会を行うことができます。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(ポイントの照会)</p> <p>第9条 会員は、サービス提供社局の窓口に登録済ICカードを持参することで、ポイント残高と利用履歴を確認することができます。また、事前に窓口で本人確認を行うことにより、会員WEBサイトでポイント残高の照会を行うことができます。</p> <p><u>2 会員が乗車時にICカード読取機に触れず乗車記録がない場合、または身体障害者手帳等の表示により乗務員が運賃割引の設定を行った場合、窓口で発行する利用履歴の乗車停留所は実際の乗車停留所と異なる場合があります。</u></p>
<p>(免責事項)</p> <p>第20条 サービス提供社局は、次の各号の一に該当する場合に会員に生じた不利益および損害について、一切その責を負いません。</p> <p>(1) 第三者がログインIDとパスワードを使用した上で会員WEBサイトにログインし、手続・操作等を行った場合。</p> <p>(2) 会員情報に変更が生じたにもかかわらず、会員情報の修正を行わなかった場合。</p> <p>(3) 登録したICカードの紛失、盗難等により第三者がポイントを不正使用した場合。</p> <p>(4) 第13条の規約により登録済ICカードの変更登録を行わなかったことで、ポイントサービスを利用することができなかった場合。</p> <p>(5) 第16条の規約によりポイントが失効した場合。</p> <p>(6) 第18条の規約によりポイントサービスが制限または終了した場合。</p> <p>(7) 第19条の規約によりポイントが利用できない場合。</p> <p>(8) 第24条の規約によりポイントに関する何らかの損害または不利益が生じた場合。</p>	<p>(無効となる場合等)</p> <p>第20条 ポイントは、次の各号の一に該当する場合は無効とします。</p> <p>(1) サービス提供社局が各々定めるICカード取扱規則第35条に定める規定に該当するとき。</p> <p>(2) ポイントを不正に作成し使用したとき、または使用しようとしたとき。</p> <p>(割増運賃等)</p> <p>第21条 前条の規定によりポイントを無効とした場合は、サービス提供社局が各々定める運送約款第27条を準用し、割増運賃及び割増料金を申し受けます。</p> <p>(個人情報の取り扱い)</p> <p>第22条 サービス提供社局は、各々定める個人情報管理規定に従い、個人情報を取り扱います。ただし、次項に定める会員情報はサービス提供社局で共有します。</p> <p>2 会員は、サービス提供社局が会員及び登録希望者に関する次の第1号及び第2号について、第3号に示す利用目的のため、必要な保護措置を講じた上で利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 氏名、電話番号、生年月日、電子メールアドレス。</p> <p>(2) 会員のポイントサービスの利用に関する情報。</p> <p>(3) 利用目的</p>
<p>(無効となる場合等)</p> <p>第21条 ポイントは、次の各号の一に該当する場合は無効とします。</p> <p>(1) サービス提供社局が各々定めるICカード取扱規則第35条に定める規定に該当するとき。</p> <p>(2) ポイントを不正に作成し使用したとき、または使用</p>	<p>ア ポイントサービスを提供するために必要な会員管理、ポイント管理業務の実施。</p> <p>イ 会員情報及び利用動向を把握・分析して得られた情報の利用または提供。(ただし、個人を特定しうる情報</p>

<p>しようとしたとき。</p> <p>(割増運賃等)</p> <p>第22条 前条の規定によりポイントを無効とした場合は、サービス提供社局が各々定める運送約款第27条を準用し、割増運賃及び割増料金を申し受けます。</p> <p>(個人情報の取り扱い)</p> <p>第23条 サービス提供社局は、各々定める個人情報管理規定に従い、個人情報を取り扱います。ただし、次項に定める会員情報はサービス提供社局で共有します。</p> <p>2 会員は、サービス提供社局が会員及び登録希望者に関する次の第1号及び第2号について、第3号に示す利用目的のため、必要な保護措置を講じた上で利用することに同意するものとします。</p> <p>(1)氏名、電話番号、生年月日、電子メールアドレス。 (2)会員のポイントサービスの利用に関する情報。 (3)利用目的</p> <p>ア ポイントサービスを提供するために必要な会員管理、ポイント管理業務の実施。 イ 会員情報及び利用動向を把握・分析して得られた情報の利用または提供。(ただし、個人を特定しうる情報の利用または提供は行ないません。)</p> <p>3 サービス提供社局は、会員が退会した場合には、退会した会員の前条第2項第1号に定めた情報を速やかに削除します。</p> <p>(規則の変更等)</p> <p>第24条 会員はサービス提供社局が事前に通知することなくこの規約を変更することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>2 規約の変更を行う場合には予め会員サイト等で告知し、変更後については変更後の規約のみを有効とします。</p>	<p>の利用または提供は行ないません。)</p> <p>3 サービス提供社局は、会員が退会した場合には、退会した会員の前条第2項第1号に定めた情報を速やかに削除します。</p> <p>(規則の変更等)</p> <p>第23条 会員はサービス提供社局が事前に通知することなくこの規約を変更することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>2 規約の変更を行う場合には予め会員サイト等で告知し、変更後については変更後の規約のみを有効とします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第24条 サービス提供社局は、次の各号の一に該当する場合に会員に生じた不利益および損害について、一切その責を負いません。</p> <p>(1)第三者がログインIDとパスワードを使用した上で会員WEBサイトにログインし、手続・操作等を行った場合。 (2)会員情報に変更が生じたにもかかわらず、会員情報の修正を行わなかった場合。 (3)登録したICカードの紛失、盗難等により第三者がポイントを不正使用した場合。 (4)第13条の規約により登録済ICカードの変更登録を行わなかったことで、ポイントサービスを利用することができなかった場合。 (5)第16条の規約によりポイントが失効した場合。 (6)第18条の規約によりポイントサービスが制限または終了した場合。 (7)第19条の規約によりポイントが利用できない場合。 (8)第23条の規約によりポイントに関する何らかの損害または不利益が生じた場合。</p>
---	---

以上